

(資料5)

## 基本協定書 (案)

【※この協定書(案)は、提案内容により変更します。】

野洲市(以下「甲」という。)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)とは、次のとおり、野洲市民病院(以下「病院」という。)建物内で行う事業の運営に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(許可)

第1条 甲は、病院の患者、見舞い客及び職員等(以下「患者等」という。)の利便性に配慮し、乙の責任において以下の事業(以下「売店等」という。)を運営することを乙に許可する。

事業内容：院内売店運営、自動販売機運営、入院セット運営

(運営)

第2条 乙は、売店等の運営に当たっては、仕様書等(プロポーザル実施要領、これに対する質問回答書、乙が提出した提案書)の内容を誠実に履行しなければならない。

2 乙は、仕様書等の内容と異なる売店の運営をしようとするときは、事前に文書をもって申請し、甲の承認を得なければならない。

3 甲は、売店の運営が仕様書等の内容と著しく相違すると認めた場合は、乙に対しその改善又は変更を申し入れることができる。

(物件)

第3条 甲は、次の物件を乙による売店の運営の用に供するものとする。

場所：野洲市民病院内

野洲市富波甲 1294 番外(野洲市総合体育館東側市有地に整備予定)

※設置場所、設置にあたっての施設整備区分は、プロポーザル実施要領のとおり。

(協定期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和19年3月31日までとする。

(営業開始日)

第5条 乙は、野洲市民病院の開院日(令和9年3月1日予定)に合わせて、売店等の営業を開始するものとする。ただし、乙の責に帰さない事由により、営業の開始が困難であると甲が認めた場合は、甲が別に定める日とする。

(資料5)

(営業日等)

第6条 売店等の営業日・時間は、下記のとおりとする。

【※提案書の内容に応じて記載します。】

(経費負担区分)

第7条 売店等の運営に伴う甲及び乙の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担

ア 防災設備に係る保守・点検費用

イ 修繕費（乙の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

(2) 乙の負担

ア 人件費

イ 備品費

ウ 商品仕入費用及び材料費

エ 通信運搬費

オ 修繕費（甲の責に帰すべき事由に起因する場合を除く。）

カ 従業員の検便及び健康診断に必要な費用、従業員の被服一切、清掃（空調機エアフィルターの清掃を含む。）、廃棄物処理、害虫駆除、店舗内の消毒、その他保健衛生の維持に要する費用

キ 光熱水費（使用量に応じて別途甲乙で定める方法で負担）

ク 消耗品費（蛍光灯等）

ケ 電話料

コ 営業その他売店の管理運営に必要な費用

2 甲・乙いずれの責に帰すべきか明確でない事由に起因する施設の修繕に係る費用については、双方協議の上、定めるものとする。

(売上代金の帰属)

第8条 売店等の運営による売上代金は、すべて乙に帰属する。

(報告)

第9条 乙は、その月の売上高について、翌月の甲乙で定める日までに売上高が確認できる帳票・帳簿類の写し等を添えて売上高報告書を甲に提出しなければならない。

(監督)

第10条 甲は、乙の商品及び附帯サービスの提供内容、従業員の勤務態度、その他売店運営業務全般にわたり乙を監督し、また、必要ある場合は、従業員の交替及び改善に必要な調査・指示を行うことができる。

(資料5)

2 乙は、売店の店舗責任者に係る履歴書を甲に提出し、承諾を得るものとする。店舗責任者を交替する場合も同様とする。

(貸付け契約の締結)

第11条 乙は、売店等の運営にあたり使用する行政財産を使用するに当たっては、使用する1か月前までに行政財産貸付け契約書を締結する。使用期間満了後、引き続いて使用しようとするときも同様とする。

2 乙は、前項の貸付け契約書に記載の条件を遵守しなければならない。

(行政財産の貸付け料)

第12条 乙は、行政財産の貸付け料として、月額●●●円(税込)を甲に納付する。

【※当該条文は提案内容により変更します。】

(転貸等の禁止)

第13条 乙は、物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、売店等の管理運営を第三者に行わせるときは、その者の商号、所在地、代表者氏名及び責任者その他必要な事項を甲に届け出るものとする。

(許認可に必要な届出)

第14条 乙は、営業に必要な各種法令に基づく許認可を得るために必要な届出を自ら行うものとする。

(看板・装飾等)

第15条 乙は、看板及び装飾等の色彩、寸法及び数量等について、病院施設との一体性の確保に配慮し、事前に甲の承認を得なければならない。また、変更する場合も同様とする。

(取扱品目等)

第16条 甲は、乙が取り扱う医療用品及び衛生用品等(以下「医療用品等」という。)について要望を挙げることができる。要望内容は、甲乙双方で協議の上、対応を検討する。

2 乙は、病院が公の医療施設であることを認識したうえで取扱品目に十分配慮することとし、酒類、タバコ及び風紀紊乱のおそれのある雑誌、書籍等を販売してはならない。

(附帯サービス)

第17条 乙は、院内デリバリー、コピー、ファックス、各種振込み、宅配便取次ぎ等附帯サービスについて、甲の承認を得て、実施するものとする。

(資料5)

【※当該条文は、提案内容により変更します。】

(取引)

第18条 乙は、商品、材料等の仕入その他運営上行うすべての商取引は、一切自らの名義において行うものとする。

(搬入出等)

第19条 乙は、物品の搬入出、鍵錠の授受等については、甲の指示に従うものとする。

(事業内容等の調査)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容、売上内容及びサービス等について調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。

2 甲は、前項の調査又は報告に基づき、必要があると認めるときは、乙に対してその改善を指導することができる。

3 乙は、甲の調査に全面的に協力しなければならない。また、調査に基づき改善の指導があったときは、速やかにこれに従わなければならない。

(損害賠償)

第21条 乙は、善良なる管理者として施設及び設備を管理し、火災及び盗難の予防並びに施設の保全について万全を期するものとする。

2 乙及びその従業員の責に帰すべき事由により、本設備を滅失又は毀損したときは、甲の請求するところに従い、直ちに乙は損害を賠償するものとする。

(衛生)

第22条 乙は、常に衛生に注意し、食品、環境衛生及び従業員の健康に責任をもって留意しなければならない。

2 乙は、乙の飲食類の提供に起因して食中毒又は赤痢等の伝染病が発生し、甲に損害を与えたときは、誠意をもってその責に任ずるものとする。

(苦情等の処理)

第23条 乙は、売店等の運営に関し患者等から苦情又は要望を受けたときは、迅速に処理し、信頼の確保に努めなければならない。

(研修)

第24条 乙は、従業員の接遇等の研修を定期的実施し、常に良好なサービスの提供に努めなければならない。

(資料5)

(事故処置)

第25条 乙及び従業員の事由により売店を営業できない場合は、乙は責任をもって善処し、速やかにその解決を図るとともに、患者等への商品の提供に支障を与えないよう努力するものとする。

(協定の解除)

第26条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 商品の品質、店舗の衛生状態、サービスの不良又は経営の放漫等により、甲が乙の運営を不相当と認めたとき
  - (2) 甲が、第11条に定める行政財産の貸付け契約を取り消したとき
  - (3) 乙が、第12条に定める行政財産の貸付け料を甲に支払わないとき
  - (4) その他、乙が本協定に違反したとき
- 2 乙は、前項の規定による本協定の解除により損害を被ることがあっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。
- 3 甲及び乙は、協定期間満了前に協定を解除しようとするときは、4か月前までに相手方に文書をもって予告しなければならない。

(原状回復)

第27条 本協定の期間満了又は解除する場合は、乙は乙の所有に属する物件を撤去し、甲が指定する日までに原状回復すること。

- 2 前項の原状回復に伴う諸費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第28条 本協定に関する紛争は、大津地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第29条 本協定の各条項等の解釈に疑義を生じたとき又は本協定に定めのない事項が発生したときは、甲・乙協議のうえ、これを定めるものとする。

- 2 野洲市民病院の開院に向けた準備に関連して必要な協議及び対応については、甲乙協議のうえ、誠実に対応することとする。本協定内容及び乙がプロポーザル時に提案した内容は実現するべく検討することとするが、各種情勢により実現が難しい場合は、甲乙協議のうえ、対応を定めるものとする。

(資料5)

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各その1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 滋賀県野洲市小篠原 1094 番地  
野洲市病院事業管理者 前川 聡

(乙)